

みなし貸金業者に対する行政処分について

1. 当局は、株式会社ミキ（以下「当社」という。）に対して、立入検査を実施し、当該検査結果に対する改善措置状況等について、貸金業法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき報告書の提出を命じた。

しかしながら、当社は、正当な理由なく、報告期限を経過した後も当該報告書の提出を行わず、当局が経営陣と双方向の議論を行うべく繰り返し行った連絡にも応じなかった。

2. 当局の報告命令に対し正当な理由なく応じない当社の本件行為は、報告命令違反にあたる。

本件違反行為は、経営陣の法令等遵守に対する認識が不十分であることや、経営陣による経営管理態勢や業務運営態勢が十分機能していないことに起因するものであると認められる。また、このような報告命令に違反している状況を踏まえると、当該態勢等の改善を当社の自主的な取組みに委ねることは適当ではない。

したがって、経営陣の法令等遵守に対する認識及び経営管理態勢・業務運営態勢を改善させ、検査において指摘されている事項に係る適切な改善措置を確保することが、資金需要者等の利益の保護のため必要であると判断したことから、本日、当社に対し、貸金業法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

資金需要者等の利益の保護を図るため、以下に掲げる事項について業務の運営の改善に必要な措置を講じること。

- ①経営陣の法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化
- ②経営陣による適切な経営管理態勢・業務運営態勢の構築（貴社の内部管理態勢、法令等遵守態勢の総点検の実施を含む）
- ③当局の検査結果に対する改善措置状況等に係る報告書を指定する日までに提出すること

上記①及び②に関する業務改善計画（具体策及び実施時期を明記したもの）を平成 20 年 11 月 7 日までに提出し、以後、計画の実施完了までの間、その状況を 3 か月ごとに報告すること。

（参 考）株式会社ミキの概要

1. 商 号 株式会社ミキ
2. 代 表 者 中村 清子
3. 主たる営業所等の所在地 大阪市浪速区元町 2 丁目 2 番 11 号
4. 従 前 の 登 録 番 号 近畿財務局長（8）第 00250 号

（注）当社は、平成 20 年 7 月 31 日をもって貸金業者登録の有効期間が満了。貸金業法第 44 条の規定により、当社が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、貸金業者とみなされる（当社に対して貸金業法が適用される）。

連絡・問い合わせ先
近畿財務局 理財部 金融監督第 3 課
電話 06-6949-6371
（ダイヤルイン）